

# 仕 様 書

## 1. 件 名

PC等を活用した重度障がい者等就労実証事業業務委託

## 2. 履行場所

福岡市福祉局障がい者部障がい企画課 外

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4. 業務目的

外出が困難な重度障がい者等は就労や社会参加に制約があるため、PC等を活用することにより、自宅等にいながらでも多様な就労を実現することを目的に行うもの。(誰もが自分らしく暮らすことのできるインクルーシブな社会実現を目指すとともに、重度障がい者等のウェルビーイングの向上を図る)

## 5. 業務内容

病気や障がいのため外出が困難な重度障がい者等が、自宅等でPC等を操作し、新たな就労先として選定する業務に従事する事業を実施し、その事業効果を検証する。

### **(1) 事業実施に向けた事前準備・調整**

事業を実施するための準備・調整を行う。

- ・実施場所は福岡市福祉局内2所属以上で3つ以上の異なる業務を行うものとし、選定は福岡市の同意を得た上で行う。
- ・業務実施のために必要となる機器・物品の調達や設置等は受託者が行う。ただし、福岡市の所有物で、既にある設備を活用できる場合については、双方協議のうえ無償で使用できる。
- ・必要なインターネット回線の調達は受託者が行う。

### **(2) 本事業へ参加し就労する者の募集・選定・研修等**

本事業へ参加し就労する者(以下、就労者)の募集、選考、採用を行い、就労に向け必要となる知識・スキルを身に付けるための研修等を実施するほか、就労者との契約、報酬の支払など、本事業に係る一切の業務を行う。

- ・本事業に係る就労者は、障がいや難病などにより外出が困難な者とし、2人以上とする。
- ・新たに採用した就労者へ定期的に面談を行い、定着の支援を行う。

### **(3) 事業の実施**

選定した実施場所の関係者と十分協議・調整の上、PC等の運用を概ね6か月間行う。実施期間中に生じた課題について、対応策を検討し、継続的な業務の改善を行うこと。

- ・PC等の運用は、概ね6か月間において、総時間240時間以上(2時間×5日×4週×6か月)とし、各実施場所の状況に応じ、時間配分を行う。
- ・事業の実施にあたり、就労者の障がいや病気などに配慮するとともに、随時就労者をサポートし、就業状況を把握する。

- ・実施期間中に行った業務の状況確認、実施場所の関係者と協議した事項について、記録を作成する。
- ・事業の実施状況について、毎月10日までに前月の実施内容の簡易的なレポートを福岡市へ報告する。なお3月分は3月末日までに報告すること。

#### **(4) 報告書作成業務**

事業実施後、履行期間内に事業報告書を提出すること。

- ・事業報告書には、就労者や実施場所の関係者へヒアリングを実施するなどにより、事業の分析を行い、その成果や課題を整理するとともに、さらに効果的な事業を提案すること。

### **6. 成果品**

#### **(1) 報告書**

「5.(4)報告書作成業務」での報告書については、紙媒体2部を納入し、電子媒体(Word、Excel、テキスト、PDFデータ)としても提出すること。

#### **(2) 上記(1)に係る電子媒体について**

報告書作成に用いたデータ及び撮影した写真のデータのすべてを、CD-R または DVD-R に記録し納品する。なお、Microsoft Word、Excel は2016のバージョンが対応可能なものとする。

### **7. その他**

- (1) 本委託の履行にあたっては、福岡市職員の指示に従うこと。
- (2) 事業実施にあたり、本仕様書のほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 仕様書に定めのない事項または定めのある事項に疑義が生じた場合には、双方協議のうえ定めるものとする。
- (4) 受託者は業務を実施するにあたっては、個人情報及び情報資産の取り扱いについて、別添「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本委託の履行にあたり提供が可能な資料については、双方協議のうえ、福岡市より提供する。
- (6) 受託者は、すべての業務終了後、福岡市から提供されたすべての物品、資料、調査結果データ等をすべて市に返却する。

## 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### (1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

#### (2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### (3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### (4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### (5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適

用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

#### 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

#### 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

#### 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

#### 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

#### 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。